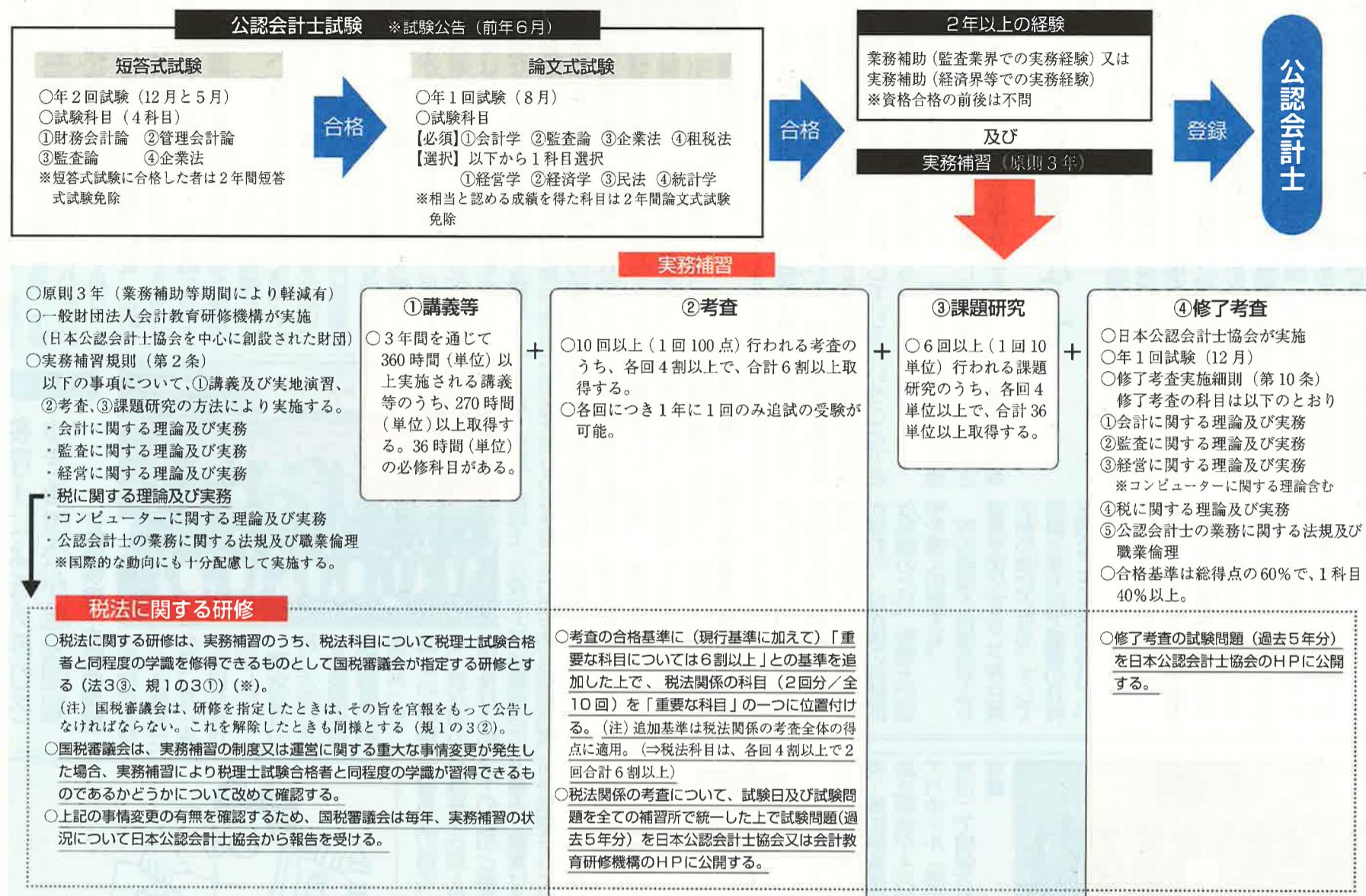


税理士法3条3項における税法研修の指定

【参考①】公認会計士試験及び新しい実務補習の概要



*平成29年4月以降の公認会計士試験の合格者に係る実務補習から適用

【参考②】国税審議会

決定事項(H28・6・3)

3 税理士法第3条第3項及び同法施行規則第1条第1項(い)

すれも平成29年4月1日施行予定。以下同じ。

国税審議会が指定する税法に関する研修(以下「指定対象研修」という)は、公認会計士法第16条第1項に規定する実務補習団体等が実施する実務補習における税法に関する研修(以下「指定対象研修」と認められたものとする)。

国税審議会は、当該税法に関する研修を指定対象研修として指定し、税理士法施行規則第1条の3第2項の規定により、その旨を速やかに官報に公告する。

(1) 考査

その修得が実務補習の修了要件の一つとされ、また、修了考査の受験要件の一つにも位置付けられている考査について、次の措置を講じる。

回分(全10回)について、透明性向上等について、透明性向上等について、透明性向上等の観点から、その修得が実務補習の修了要件の一つとされ、また、修了考査の受験要件の一つにも位置付けられている考査について、次の措置を講じる。

①税法関係の考査(2回分/全10回)について、透明性向上等について、透明性向上等の観点から、その修得が実務補習の修了要件の一つとされ、また、修了考査の受験要件の一つにも位置付けられている考査について、次の措置を講じる。

(1) 考査

その修得が実務補習の修了要件の一つとされ、また、修了考査の受験要件の一つにも位置付けられている考査について、次の措置を講じる。

2 国税審議会は、今後、公認会計士試験に関する制度改正に伴う実務補習の内容・質の著しい変更等、実務補習の制度又は運営に関する税理士法の改訂等、実務補習の充実策(案)を実施する。公認会計士試験に関する制度改正に伴う実務補習の内容・質の著しい変更等、実務補習の制度又は運営に関する税理士法の改訂等、実務補習の充実策(案)を実施する。

3 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。(注)出題内容に問題も含めた出題とすれば、引き続き、総合問題を含めた出題とする。

4 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

5 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

6 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

7 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

8 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

9 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

10 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

11 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

12 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

13 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

14 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

15 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

16 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

17 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

18 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

19 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

20 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

21 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

22 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

23 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

24 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

25 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

26 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

27 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

28 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

29 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

30 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

31 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

32 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

33 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

34 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

35 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

36 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

37 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

38 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

39 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

40 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

41 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

42 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

43 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

44 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

45 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

46 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

47 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

48 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

49 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

50 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

51 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

52 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

53 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

54 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

55 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

56 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

57 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

58 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

59 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

60 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

61 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

62 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

63 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

64 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

65 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

66 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

67 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

68 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

69 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

70 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

71 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

72 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

73 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

74 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

75 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

76 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

77 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

78 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

79 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

80 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

81 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

82 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

83 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

84 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

85 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

86 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

87 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

88 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

89 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

90 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

91 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

92 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

93 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

94 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

95 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

96 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

97 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

98 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

99 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

100 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

101 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

102 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

103 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

104 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

105 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

106 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

107 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

108 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

109 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

110 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

111 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

112 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

113 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

114 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

115 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

116 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

117 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

118 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年分)を日本公認会計士協会のホームページ上に公開する。

119 第4回国税審議会議事要旨(抄) 年



円滑な事業承継等を実現する VIP大型総合保障制度

様々なプランで、万一のときの安心を



●経営者大型保険（集団扱定期保険）

掛捨ての割安な保険料で入院や手術を含む総合的な保障をする保険です。経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります。

●経営者保険総合プラン

働きざかりの経営者等の生涯保障や、役員・幹部社員の退職金準備等に最適な保険で、終身保険、養老保険など多彩な商品が用意されています。

●経営者スーパープラン

ガンなどの生活習慣病保障に重点をおいた保険や高度先進医療保険、介護保険など様々なニーズに応える医療保険全般が用意されています。

<募集保険会社>

- 朝日生命 ●第一生命 ●日本生命 ●明治安田生命
- 住友生命 ●シブルタ生命 ●メットライフ生命
- エヌエヌ生命 ●アフラック
- 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命 ●アクサ生命
- 富国生命 ●オリックス生命 ●三井住友海上あいおい生命

●団体所得補償保険

突然の病気やケガで就業できなくなってしまったときの収入が補償されます。
<無事故戻し20%>

保険料は30%の
団体割引料率適用

引受保険会社／損害保険ジャパン日本興亜
東京海上日動火災

●団体長期障害所得補償保険

長期にわたる就業不能時の収入が補償されます。

保険料は30%の
団体割引料率適用

引受保険会社／損害保険ジャパン日本興亜

●新・団体医療保険

入院1日目から補償、日帰り入院も補償します。
(一入院最高120日、通算1000日まで補償)

保険料は30%の
団体割引料率適用

引受保険会社／損害保険ジャパン日本興亜

VIP大型総合保障制度

税理士・事務所職員、関与先等関係者のための 全税共年金

制度発足
30年!

公的年金の補完・老後の備えに



昭和61年の制度発足以来、安定的な運用で厚い信頼を集めている全税共の拠出型企業年金保険です

<全税共年金の特長>

1. 生活設計に合わせて掛け金を自由に設定できるため、無理なく無駄なく将来の設計ができます。

新規加入	月 払	1口5千円で2口以上40口まで
	一括払	1口10万円で1口以上400口まで ただし、1回の加入につき200口まで(任意) 一括払のみの加入はできません
増 口	月 払	1口5千円で1口以上 毎月
	一括払	1口10万円で1口以上 一括払のみの増口も可能 年2回(1・7月)及び年金請求時
減 口	月 払	2口以上を残し、1口単位で減口可能 年2回(1・7月)

2. 年金の受取方法は3種類

給付金請求時に次の3通りから選択できます。

- 1) 10年確定年金
- 2) 15年確定年金
- 3) 10年保証期間付終身年金

※年金に変えて一時金でも受取ることができます。

<取扱保険会社>

- 第一生命 ●明治安田生命 ●日本生命
- 住友生命 ●富国生命

全税共年金にご加入いただくためには加入資格を満たしている必要があります。詳細はパンフレットで必ずご確認ください。パンフレットのご請求は全税共事務局(03-5740-8331)または全税共年金取扱保険会社へ。

全税共年金

全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 <http://www.zenzeikyo.com/>



～関与先を守り、事務所の収入源が増加～

税理士VIP代理店

登録事務所募集中

関与先にVIPを勧奨し、成約すると
提携保険会社から代理店手数料が支払われます

第17回税理士VIP代理店推進キャンペーン Z1

税理士事務所のVIP代理店登録を推進

- ◆対象:税理士会会員
- ◆期間:平成28年1月1日~12月31日
- ◆奨励基準:期間中に税理士VIP代理店に登録した方に
ギフトカード(1万円)を贈呈
※但し、過去のキャンペーンで奨励対象になった方を除く

税理士VIP代理店のメリット

1)事務所の収入源が拡大します

保険の成約によって提携保険会社から支払われる代理店手数料が
事務所の新たな収入源になります。

2)関与先に役立つ豊富な保険知識が習得できます

VIP代理店の業務を通じて、関与先の継続的繁栄に欠かせない
 ①医療や年金制度など、充実した福祉制度
 ②円滑な事業承継
 などに関する詳しい保険知識が習得できます。

3)代理店業務は保険会社がアシストしますので安心です

保険会社は次のサービスを通じて、VIP代理店の仕事をしっかりと
アシストします。
 ①代理店経営に関する相談窓口の開設
 ②保険設計に関する資料提供と支援
 ③保険販売ノウハウの提供と支援など

税理士VIP代理店の仕事

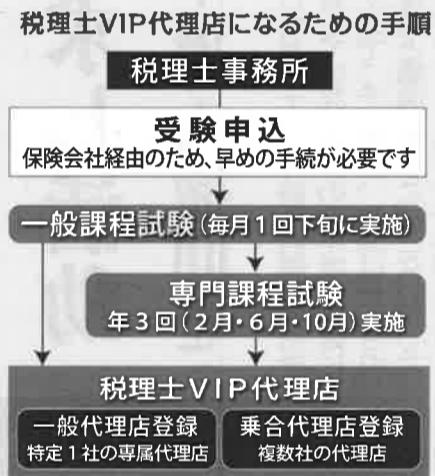
- 1) VIP大型総合保障制度と全税共年金の
勧奨および契約の保全
- 2) 生命保険設計書の作成および提案
- 3) 加入申込書類の記入と手続
- 4) その他



税理士VIP代理店になるためには

生命保険協会が実施する資格試験に合格する等、一定の要件を満たす事が必要です。

- 一般代理店になる場合
(特定1社専属の募集代理店)
一般課程試験に合格すること
- 乗合代理店になる場合
(複数社の募集代理店)
一般課程試験に合格した保険募集人が2名以上いて、その中に専門課程試験に合格した教育責任者及び業務管理責任者(兼務可)がいること



Z2 第16回税理士VIP代理店挙績キャンペーン

優績代理店にギフトカードをプレゼント!

- ◆対象:税理士VIP代理店
- ◆期間:平成28年7月1日~12月31日
- ◆対象契約:期間中に成立した全税共扱いの保険契約
- ◆表彰基準及び賞品

賞名	表彰基準	賞品
ドリームA賞	月額保険料※80万円以上	10万円 ギフトカード(商品券)
ドリームB賞	月額保険料※40万円以上	5万円 ギフトカード(商品券)

※期間中に成立した全税共扱い契約の初回保険料月額の合計額

◆その他

- 1 上記賞は重複して表彰しない。
- 2 営業職員との共同募集形態の場合は、原則として半額を計上する。
- 3 VIPの年払契約の場合は1ヶ月分(12分の1)を計上する。
- 4 全税共年金の一括払の保険料は100分の3を計上する。

税理士VIP代理店に関する詳細は、下記の提携保険会社に直接お問い合わせ下さい。

税理士VIP代理店提携保険会社 ●朝日生命 ●第一生命 ●日本生命 ●明治安田生命 ●住友生命 ●シチズン生命 ●メットライフ生命 ●エヌエヌ生命
 ●損保ジャパン日本興亜ひまわり生命 ●アクサ生命 ●富国生命 ●オリックス生命 ●三井住友海上あいおい生命

全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 <http://www.zenzeikyo.com/>